

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>
<p>(排水指定物質)</p>	<p>(排水指定物質)</p>
<p>第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p>	<p>第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p>
<p>(1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機燐(りん)化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「パラチオン」という。)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「メチルパラチオン」という。)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(以下「メチルジメトン」という。))及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(以下「EPN」という。))に限る。以下同じ。) (4) 鉛及びその化合物 (5) 六価クロム化合物 (6) 砒(ひ)素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)) (9) トリクロロエチレン (10) テトラクロロエチレン (11) ジクロロメタン (12) 四塩化炭素 (13) 1、2-ジクロロエタン (14) 1、1-ジクロロエチレン (15) 1,2-ジクロロエチレン (16) 1、1、1-トリクロロエタン</p>	<p>(1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機燐(りん)化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「パラチオン」という。)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(以下「メチルパラチオン」という。))、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(以下「メチルジメトン」という。))及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(以下「EPN」という。))に限る。以下同じ。) (4) 鉛及びその化合物 (5) 六価クロム化合物 (6) 砒(ひ)素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)) (9) トリクロロエチレン (10) テトラクロロエチレン (11) ジクロロメタン (12) 四塩化炭素 (13) 1、2-ジクロロエタン (14) 1、1-ジクロロエチレン (15) 1,2-ジクロロエチレン (16) 1、1、1-トリクロロエタン</p>

改正後	改正前
<p>(17) 1、1、2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1、3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）</p> <p>(20) 2-クロロ-4、6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。）</p> <p>(21) S-4-クロロベンジル=N、N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>(27) <u>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u></p> <p>(28) 1,4-ジオキサン</p> <p>(29) ダイオキシシン類</p> <p>(30) フェノール類</p> <p>(31) 銅及びその化合物</p> <p>(32) 亜鉛及びその化合物</p> <p>(33) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）</p> <p>(34) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）</p> <p>(35) クロム及びその化合物</p> <p>(36) ニッケル及びその化合物</p> <p>（土壌調査等の実施等）</p>	<p>(17) 1、1、2-トリクロロエタン</p> <p>(18) 1、3-ジクロロプロペン</p> <p>(19) テトラメチルチウラムジスルフィド（以下「チウラム」という。）</p> <p>(20) 2-クロロ-4、6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（以下「シマジン」という。）</p> <p>(21) S-4-クロロベンジル=N、N-ジエチルチオカルバマート（以下「チオベンカルブ」という。）</p> <p>(22) ベンゼン</p> <p>(23) セレン及びその化合物</p> <p>(24) ほう素及びその化合物</p> <p>(25) ふっ素及びその化合物</p> <p>(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>(27) <u>塩化ビニルモノマー</u></p> <p>(28) 1,4-ジオキサン</p> <p>(29) ダイオキシシン類</p> <p>(30) フェノール類</p> <p>(31) 銅及びその化合物</p> <p>(32) 亜鉛及びその化合物</p> <p>(33) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）</p> <p>(34) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）</p> <p>(35) クロム及びその化合物</p> <p>(36) ニッケル及びその化合物</p> <p>（土壌調査等の実施等）</p>
<p>第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に規定する機会にあつては、次に掲げる詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を実施すること。</p> <p>ア 表層土壌調査</p>	<p>第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に規定する機会にあつては、次に掲げる詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を実施すること。</p> <p>ア 表層土壌調査</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 第43条第1号から第8号まで、第19号から第21号まで、第23号から第25号まで及び第29号に掲げる物質(以下「重金属等」という。)については、表土調査を実施し、第71条に規定する土壤汚染に関する基準により土壤の汚染の状況を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、重金属等による土壤の汚染のおそれが明らかにならないと認められる場合を除く。</p> <p>(イ) 第43条第9号から第18号まで、<u>第22号及び第27号</u>に掲げる物質(以下「揮発性有機化合物」という。)については、土壤ガス調査を実施し、揮発性有機化合物による土壤の汚染のおそれの有無を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、揮発性有機化合物による土壤の汚染のおそれが明らかにならないと認められる場合を除く。</p> <p>イ ボーリング調査</p> <p>表層土壤調査の結果、特定有害物質等による土壤の汚染若しくはそのおそれが確認されたとき、又は資料等調査の結果により下層の土壤に特定有害物質等による汚染のおそれがあると認められたときは、ボーリング調査を実施し、第71条に規定する土壤汚染に関する基準により下層の土壤の特定有害物質等による汚染の状況、汚染の範囲及び土量を確認すること。</p> <p>ウ 地下水調査</p> <p>資料等調査、表層土壤調査及びボーリング調査の結果、特定有害物質等による土壤の汚染が地下水の水面の変動の範囲にあると認められたとき、若しくはそのおそれがあると認められたとき、又は地下水の帯水層が汚染されているおそれがあると認められたときは、地下水の汚染の状況を確認すること。</p> <p>(2) 前条第2項第2号に規定する機会にあつては、表層土壤調査又はボーリング調査によるほか、搬出する土壤について第71条に規定する土壤汚染に関する基準により土壤の汚染の状況を確認する調査(以下これら</p>	<p>(ア) 第43条第1号から第8号まで、第19号から第21号まで、第23号から第25号まで及び第29号に掲げる物質(以下「重金属等」という。)については、表土調査を実施し、第71条に規定する土壤汚染に関する基準により土壤の汚染の状況を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、重金属等による土壤の汚染のおそれが明らかにならないと認められる場合を除く。</p> <p>(イ) 第43条第9号から第18号まで<u>及び第22号</u>に掲げる物質(以下「揮発性有機化合物」という。)については、土壤ガス調査を実施し、揮発性有機化合物による土壤の汚染のおそれの有無を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、揮発性有機化合物による土壤の汚染のおそれが明らかにならないと認められる場合を除く。</p> <p>イ ボーリング調査</p> <p>表層土壤調査の結果、特定有害物質等による土壤の汚染若しくはそのおそれが確認されたとき、又は資料等調査の結果により下層の土壤に特定有害物質等による汚染のおそれがあると認められたときは、ボーリング調査を実施し、第71条に規定する土壤汚染に関する基準により下層の土壤の特定有害物質等による汚染の状況、汚染の範囲及び土量を確認すること。</p> <p>ウ 地下水調査</p> <p>資料等調査、表層土壤調査及びボーリング調査の結果、特定有害物質等による土壤の汚染が地下水の水面の変動の範囲にあると認められたとき、若しくはそのおそれがあると認められたとき、又は地下水の帯水層が汚染されているおそれがあると認められたときは、地下水の汚染の状況を確認すること。</p> <p>(2) 前条第2項第2号に規定する機会にあつては、表層土壤調査又はボーリング調査によるほか、搬出する土壤について第71条に規定する土壤汚染に関する基準により土壤の汚染の状況を確認する調査(以下これら</p>

改正後	改正前
<p>を「搬出土壤調査」という。)を実施すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。</p> <p>(4) 前3号に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施すること。</p> <p>2 条例第81条第2項に規定する書面は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる調査の結果にあつては、土壤調査等(詳細調査)結果報告書(第28号様式)とする。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる調査の結果にあつては、土壤調査等(搬出土壤調査)結果報告書(第29号様式)とする。</p> <p>(特定化学物質の排出管理)</p>	<p>を「搬出土壤調査」という。)を実施すること。</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。</p> <p>(4) 前3号に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施すること。</p> <p>2 条例第81条第2項に規定する書面は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる調査の結果にあつては、土壤調査等(詳細調査)結果報告書(第28号様式)とする。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる調査の結果にあつては、土壤調査等(搬出土壤調査)結果報告書(第29号様式)とする。</p> <p>(特定化学物質の排出管理)</p>
<p>第79条 条例第97条第1項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所(常時使用する従業員の数が20人以下の事業所を除く。)とする。</p>	<p>第79条 条例第97条第1項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所(常時使用する従業員の数が20人以下の事業所を除く。)とする。</p>
<p>2 条例第97条第1項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) 亜鉛の水溶性化合物</p> <p>(2) アクリルアミド</p> <p>(3) アクリル酸</p> <p>(4) アクリル酸エチル</p> <p>(5) アクリロニトリル</p> <p>(6) アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)</p> <p>(7) 2-アミノエタノール</p> <p>(8) アリルアルコール</p> <p>(9) アルシン</p> <p>(10) アンチモン及びその化合物</p> <p>(11) イソプレン</p> <p>(12) 4、4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)</p> <p>(13) エチルベンゼン</p>	<p>2 条例第97条第1項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) 亜鉛の水溶性化合物</p> <p>(2) アクリルアミド</p> <p>(3) アクリル酸</p> <p>(4) アクリル酸エチル</p> <p>(5) アクリロニトリル</p> <p>(6) アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)</p> <p>(7) 2-アミノエタノール</p> <p>(8) アリルアルコール</p> <p>(9) アルシン</p> <p>(10) アンチモン及びその化合物</p> <p>(11) イソプレン</p> <p>(12) 4、4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)</p> <p>(13) エチルベンゼン</p>

改正後	改正前
(14) エチレンオキシド	(14) エチレンオキシド
(15) エチレングリコールモノエチルエーテル	(15) エチレングリコールモノエチルエーテル
(16) エピクロロヒドリン	(16) エピクロロヒドリン
(17) 1、2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)	(17) 1、2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)
(18) 塩化水素	(18) 塩化水素
(19) 塩化チタン	(19) 塩化チタン
(20) 塩化パラフィン	(20) 塩化パラフィン
(21) 塩素	(21) 塩素
(22) キシレン	(22) キシレン
(23) クロム及び三価クロム化合物	(23) クロム及び三価クロム化合物
(24) 六価クロム化合物	(24) 六価クロム化合物
(25) <u>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u>	(25) <u>クロロエチレン (別名塩化ビニル)</u>
(26) クロロプレン	(26) クロロプレン
(27) クロロホルム	(27) クロロホルム
(28) クロロメタン (別名塩化メチル)	(28) クロロメタン (別名塩化メチル)
(29) 五酸化バナジウム	(29) 五酸化バナジウム
(30) 酢酸ビニル	(30) 酢酸ビニル
(31) 三塩化ホウ素	(31) 三塩化ホウ素
(32) 酸化チタン	(32) 酸化チタン
(33) 三弗 (ふつ) 化窒素	(33) 三弗 (ふつ) 化窒素
(34) 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)	(34) 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)
(35) 1、2-ジクロロエタン	(35) 1、2-ジクロロエタン
(36) 1、2-ジクロロプロパン	(36) 1、2-ジクロロプロパン
(37) オルト-ジクロロベンゼン	(37) オルト-ジクロロベンゼン
(38) ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	(38) ジクロロメタン (別名塩化メチレン)
(39) ジブチルヒドロキシトルエン	(39) ジブチルヒドロキシトルエン
(40) ジメチルアミン	(40) ジメチルアミン
(41) シラン	(41) シラン

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (42) スチレン (43) ダイオキシシン類 (44) テトラクロロエチレン (45) テトラヒドロフラン (46) 銅水溶性塩（錯塩を除く。） (47) トリエチルアルミニウム (48) 1、1、1-トリクロロエタン (49) 1、1、2-トリクロロエタン (50) トリクロロエチレン (51) トルエン (52) 鉛及びその化合物 (53) ニッケル (54) ニッケル化合物 (55) パラーニトロアニリン (56) ビスマス及びその化合物 (57) ヒドラジン (58) 1、3-ブタジエン (59) フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） (60) 弗（ふつ）化水素及びその水溶性塩 (61) ベリリウム及びその化合物 (62) ベンゼン (63) ホルムアルデヒド (64) マンガン及びその化合物 (65) その他市長が必要と認める物質 	<ul style="list-style-type: none"> (42) スチレン (43) ダイオキシシン類 (44) テトラクロロエチレン (45) テトラヒドロフラン (46) 銅水溶性塩（錯塩を除く。） (47) トリエチルアルミニウム (48) 1、1、1-トリクロロエタン (49) 1、1、2-トリクロロエタン (50) トリクロロエチレン (51) トルエン (52) 鉛及びその化合物 (53) ニッケル (54) ニッケル化合物 (55) パラーニトロアニリン (56) ビスマス及びその化合物 (57) ヒドラジン (58) 1、3-ブタジエン (59) フタル酸ビス（2-エチルヘキシル） (60) 弗（ふつ）化水素及びその水溶性塩 (61) ベリリウム及びその化合物 (62) ベンゼン (63) ホルムアルデヒド (64) マンガン及びその化合物 (65) その他市長が必要と認める物質
<p>3 条例第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定化学物質の管理状況（条例第92条各号に掲げる事項に限る。） (2) 特定化学物質の取扱状況 	<p>3 条例第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定化学物質の管理状況（条例第92条各号に掲げる事項に限る。） (2) 特定化学物質の取扱状況

改正後		改正前	
(3) 特定化学物質の排出量及び移動量		(3) 特定化学物質の排出量及び移動量	
(4) その他市長が必要と認める事項		(4) その他市長が必要と認める事項	
別表第14の2 (第51条関係)		別表第14の2 (第51条関係)	
事故時の措置に係る物質		事故時の措置に係る物質	
1 大気汚染又は悪臭の原因となる物質		1 大気汚染又は悪臭の原因となる物質	
1	アクリロニトリル	1	アクリロニトリル
2	アクロレイン	2	アクロレイン
3	アセトアルデヒド	3	アセトアルデヒド
4	アンモニア	4	アンモニア
5	イソ吉草酸	5	イソ吉草酸
6	イソバレルアルデヒド	6	イソバレルアルデヒド
7	イソブタノール	7	イソブタノール
8	イソブチルアルデヒド	8	イソブチルアルデヒド
9	一酸化炭素	9	一酸化炭素
10	塩素及び塩化水素	10	塩素及び塩化水素
11	黄燐 (りん)	11	黄燐 (りん)
12	カドミウム及びその化合物	12	カドミウム及びその化合物
13	キシレン	13	キシレン
14	クロルスルホン酸	14	クロルスルホン酸
15	五塩化燐 (りん)	15	五塩化燐 (りん)
16	酢酸エチル	16	酢酸エチル
17	三塩化燐 (りん)	17	三塩化燐 (りん)
18	シアン化合物 (アクリロニトリルを除く。)	18	シアン化合物 (アクリロニトリルを除く。)
19	ジクロロメタン	19	ジクロロメタン
20	脂肪族アミン化合物	20	脂肪族アミン化合物
21	臭化メチル	21	臭化メチル
22	臭素	22	臭素

改正後		改正前	
23	硝酸	23	硝酸
24	スチレン	24	スチレン
25	ダイオキシン類	25	ダイオキシン類
26	窒素酸化物	26	窒素酸化物
27	テトラクロロエチレン	27	テトラクロロエチレン
28	トリクロロエチレン	28	トリクロロエチレン
29	トルエン	29	トルエン
30	鉛及びその化合物	30	鉛及びその化合物
31	二酸化硫黄	31	二酸化硫黄
32	二酸化セレン	32	二酸化セレン
33	ニッケルカルボニル	33	ニッケルカルボニル
34	二硫化炭素	34	二硫化炭素
35	二硫化メチル	35	二硫化メチル
36	ノルマル吉草酸	36	ノルマル吉草酸
37	ノルマルブチルアルデヒド	37	ノルマルブチルアルデヒド
38	ノルマルバレルアルデヒド	38	ノルマルバレルアルデヒド
39	ノルマル酪酸	39	ノルマル酪酸
40	ピリジン	40	ピリジン
41	フェノール類	41	フェノール類
42	弗（ふつ）素及び弗（ふつ）化水素その他の弗（ふつ）素化合物	42	弗（ふつ）素及び弗（ふつ）化水素その他の弗（ふつ）素化合物
43	プロピオンアルデヒド	43	プロピオンアルデヒド
44	プロピオン酸	44	プロピオン酸
45	ベンゼン	45	ベンゼン
46	ホスゲン	46	ホスゲン
47	ホルムアルデヒド	47	ホルムアルデヒド
48	メタノール	48	メタノール

改正後		改正前	
49	メチルイソブチルケトン	49	メチルイソブチルケトン
50	メルカプタン類	50	メルカプタン類
51	硫化水素	51	硫化水素
52	硫化メチル	52	硫化メチル
53	硫酸（三酸化硫黄を含む。）	53	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
54	燐（りん）化水素	54	燐（りん）化水素
2	水質の汚濁の原因となる物質	2	水質の汚濁の原因となる物質
1	亜鉛及びその化合物	1	亜鉛及びその化合物
2	アクリルアミド	2	アクリルアミド
3	アクリル酸	3	アクリル酸
4	アクリロニトリル	4	アクリロニトリル
5	アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）	5	アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）
6	アルミニウム及びその化合物	6	アルミニウム及びその化合物
7	アンチモン及びその化合物	7	アンチモン及びその化合物
8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
9	エチル＝（Z）－3－[N－ベンジル－N－[[メチル（1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）	9	エチル＝（Z）－3－[N－ベンジル－N－[[メチル（1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
10	エピクロロヒドリン	10	エピクロロヒドリン
11	塩化水素	11	塩化水素
12	塩化チオニル	12	塩化チオニル
		13	塩化ビニルモノマー
13	塩素酸及びその塩	14	塩素酸及びその塩
14	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8－オクタクロロ－2, 3, 3a, 4, 7, 7a－ヘキサヒドロ－4, 7－メタノ－1H－インデン（別名クロルデン）	15	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8－オクタクロロ－2, 3, 3a, 4, 7, 7a－ヘキサヒドロ－4, 7－メタノ－1H－インデン（別名クロルデン）

改正後		改正前	
15	過酸化水素	16	過酸化水素
16	カドミウム及びその化合物	17	カドミウム及びその化合物
17	キシレン	18	キシレン
18	クロム及びその化合物	19	クロム及びその化合物
19	クロルスルホン酸	20	クロルスルホン酸
20	クロルピクリン	21	クロルピクリン
21	<u>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u>		
22	クロロホルム	22	クロロホルム
23	酢酸エチル	23	酢酸エチル
24	酸性物質(水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。)	24	酸性物質(水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。)
25	次亜塩素酸ナトリウム	25	次亜塩素酸ナトリウム
26	シアン化合物	26	シアン化合物
27	四塩化炭素	27	四塩化炭素
28	1,4-ジオキサン	28	1,4-ジオキサン
29	1,2-ジクロロエタン	29	1,2-ジクロロエタン
30	1,1-ジクロロエチレン	30	1,1-ジクロロエチレン
31	1,2-ジクロロエチレン	31	1,2-ジクロロエチレン
32	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	32	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
33	1,2-ジクロロプロパン	33	1,2-ジクロロプロパン
34	1,3-ジクロロプロペン	34	1,3-ジクロロプロペン
35	p-ジクロロベンゼン	35	p-ジクロロベンゼン
36	ジクロロメタン	36	ジクロロメタン
37	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	37	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
38	シマジン	38	シマジン
39	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト	39	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト

改正後		改正前	
	(別名オキシデプロホス又はE S P)		(別名オキシデプロホス又はE S P)
40	臭素	40	臭素
41	臭素酸及びその塩	41	臭素酸及びその塩
42	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	42	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
43	水酸化カリウム	43	水酸化カリウム
44	水酸化ナトリウム	44	水酸化ナトリウム
45	スチレン	45	スチレン
46	セレン及びその化合物	46	セレン及びその化合物
47	ダイオキシン類	47	ダイオキシン類
48	チウラム	48	チウラム
49	チオベンカルブ	49	チオベンカルブ
50	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	50	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
51	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	51	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
52	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)	52	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
53	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はME P)	53	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はME P)
54	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はI B P)	54	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はI B P)
55	鉄及びその化合物	55	鉄及びその化合物
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 ^{3,7}] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)	56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1 ^{3,7}] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
57	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はT P N)	57	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はT P N)
58	テトラクロロエチレン	58	テトラクロロエチレン

改正後		改正前	
59	銅及びその化合物	59	銅及びその化合物
60	1, 1, 1-トリクロロエタン	60	1, 1, 1-トリクロロエタン
61	1, 1, 2-トリクロロエタン	61	1, 1, 2-トリクロロエタン
62	トリクロロエチレン	62	トリクロロエチレン
63	トルエン	63	トルエン
64	鉛及びその化合物	64	鉛及びその化合物
65	ニッケル及びその化合物	65	ニッケル及びその化合物
66	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)	66	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
67	二硫化炭素	67	二硫化炭素
68	砒 (ひ) 素及びその化合物	68	砒 (ひ) 素及びその化合物
69	ヒドラジン	69	ヒドラジン
70	ヒドロキシルアミン	70	ヒドロキシルアミン
71	フェノール類及びその塩類	71	フェノール類及びその塩類
72	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	72	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
73	ふっ素及びその化合物	73	ふっ素及びその化合物
74	ベンゼン	74	ベンゼン
75	ほう素及びその化合物	75	ほう素及びその化合物
76	ホスゲン	76	ホスゲン
77	P C B	77	P C B
78	ホルムアルデヒド	78	ホルムアルデヒド
79	マンガン及びその化合物	79	マンガン及びその化合物
80	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)	80	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
81	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)	81	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
82	モリブデン及びその化合物	82	モリブデン及びその化合物
83	有機燐 (りん) 化合物	83	有機燐 (りん) 化合物

改正後		改正前	
84	油類	84	油類
85	硫酸	85	硫酸
86	硫酸ジメチル	86	硫酸ジメチル
87	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)	87	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)

別表第15 (第71条関係)

土壤汚染に関する基準

土壤汚染に関する基準は、次に定める基準値以下とする。

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壤1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壤1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壤1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壤1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	検液1リットルにつき砒(ひ)素として0.01	土壤1キログラムにつき砒(ひ)素として150

別表第15 (第71条関係)

土壤汚染に関する基準

土壤汚染に関する基準は、次に定める基準値以下とする。

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壤1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壤1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壤1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壤1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	検液1リットルにつき砒(ひ)素として0.01	土壤1キログラムにつき砒(ひ)素として150

改正後			改正前		
	ミリグラム	ミリグラム		ミリグラム	ミリグラム
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	検液 1 リットルにつき 水銀として0.0005ミリ グラム	土壌 1 キログラムにつ き水銀として15ミリグ ラム	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	検液 1 リットルにつき 水銀として0.0005ミリ グラム	土壌 1 キログラムにつ き水銀として15ミリグ ラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されない こと。		アルキル水銀化合物	検液中に検出されない こと。	
P C B	検液中に検出されない こと。		P C B	検液中に検出されない こと。	
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03ミリグラム		トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03ミリグラム	
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム		テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01ミリグラム	
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム		ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02ミリグラム	
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム		四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002ミリグラム	
1、2-ジクロロエタ ン	検液 1 リットルにつき 0.004ミリグラム		1、2-ジクロロエタ ン	検液 1 リットルにつき 0.004ミリグラム	
1、1-ジクロロエチ レン	検液 1 リットルにつき 0.1ミリグラム		1、1-ジクロロエチ レン	検液 1 リットルにつき 0.1ミリグラム	
シス-1、2-ジクロ ロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04ミリグラム		シス-1、2-ジクロ ロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04ミリグラム	
1、1、1-トリクロ ロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム		1、1、1-トリクロ ロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム	
1、1、2-トリクロ ロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム		1、1、2-トリクロ ロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006ミリグラム	
1、3-ジクロロプロ	検液 1 リットルにつき		1、3-ジクロロプロ	検液 1 リットルにつき	

改正後			改正前		
ペン	0.002ミリグラム		ペン	0.002ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム		チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム		シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム		チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム		ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつき セレンとして0.01ミリ グラム	土壌1キログラムにつ きセレンとして150ミ リグラム	セレン及びその化合物	検液1リットルにつき セレンとして0.01ミリ グラム	土壌1キログラムにつ きセレンとして150ミ リグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつき ほう素として1ミリグ ラム	土壌1キログラムにつ きほう素として4,000 ミリグラム	ほう素及びその化合物	検液1リットルにつき ほう素として1ミリグ ラム	土壌1キログラムにつ きほう素として4,000 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつき ふっ素として0.8ミリ グラム	土壌1キログラムにつ きふっ素として4,000 ミリグラム	ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつき ふっ素として0.8ミリ グラム	土壌1キログラムにつ きふっ素として4,000 ミリグラム
<u>クロロエチレン（別名 塩化ビニル又は塩化ビ ニルモノマー）</u>	<u>検液1リットルにつき 0.002ミリグラム</u>		(追加)		
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダ イオキシン類として 1,000ピコグラム	ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダ イオキシン類として 1,000ピコグラム

備考

- 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考

- 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

改正後	改正前																				
<p>2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法によるものとする。</p> <p>3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒（ひ）素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物</p> <p>土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）に基づく土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）</p> <p>(2) ダイオキシシン類</p> <p>環境庁告示第68号に定める土壤の測定の方法</p> <p>4 ダイオキシシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシシンの毒性に換算した値とする。</p>	<p>2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法によるものとする。</p> <p>3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒（ひ）素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物</p> <p>土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）に基づく土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）</p> <p>(2) ダイオキシシン類</p> <p>環境庁告示第68号に定める土壤の測定の方法</p> <p>4 ダイオキシシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシシンの毒性に換算した値とする。</p>																				
<p>別表第16（第74条関係）</p> <p>地下水の浄化基準</p> <p>地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。</p>	<p>別表第16（第74条関係）</p> <p>地下水の浄化基準</p> <p>地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定有害物質等の種類</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	特定有害物質等の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム	シアン化合物	検出されないこと。	有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定有害物質等の種類</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム</td> </tr> </tbody> </table>	特定有害物質等の種類	基準値	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム	シアン化合物	検出されないこと。	有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。	鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム
特定有害物質等の種類	基準値																				
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム																				
シアン化合物	検出されないこと。																				
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。																				
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム																				
特定有害物質等の種類	基準値																				
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム																				
シアン化合物	検出されないこと。																				
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。																				
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛として0.01ミリグラム																				

改正後		改正前	
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	1 リットルにつき砒（ひ）素として0.01ミリグラム	砒（ひ）素及びその化合物	1 リットルにつき砒（ひ）素として0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム	ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム	四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム	1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム
1、1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム	1、1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム	1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量0.04ミリグラム
1、1、1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム	1、1、1-トリクロロエタン	1 リットルにつき1ミリグラム
1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム	1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム
1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム	1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム	チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム	シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム	チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム

改正後		改正前	
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1 ミリグラム	ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8 ミリグラム	ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム
<u>クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）</u>	1 リットルにつき0.002ミリグラム	<u>塩化ビニルモノマー</u>	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム	1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1 リットルにつき1ピコグラム	ダイオキシン類	1 リットルにつき1ピコグラム

備考

- 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - カドミウム及びその化合物
規格K0102の55に定める方法
 - シアン化合物
規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に

備考

- 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - カドミウム及びその化合物
規格K0102の55に定める方法
 - シアン化合物
規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に

改正後	改正前
<p>定める方法</p> <p>(3) 有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。） 環境庁告示第64号付表1に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）</p> <p>(6) 砒（ひ）素及びその化合物 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法</p> <p>(9) P C B 環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p> <p>(10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(14) 1、2-ジクロロエタン</p>	<p>定める方法</p> <p>(3) 有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。） 環境庁告示第64号付表1に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）</p> <p>(6) 砒（ひ）素及びその化合物 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法</p> <p>(9) P C B 環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p> <p>(10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(14) 1、2-ジクロロエタン</p>

改正後	改正前
<p>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法</p> <p>(15) 1、1—ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(16) 1,2—ジクロロエチレン シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</p> <p>(17) 1、1、1—トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(18) 1、1、2—トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1、3—ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及び</p>	<p>規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法</p> <p>(15) 1、1—ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(16) 1,2—ジクロロエチレン シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</p> <p>(17) 1、1、1—トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(18) 1、1、2—トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1、3—ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法</p> <p>(23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及び</p>

改正後	改正前
<p>イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法</p> <p>(28) <u>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u></p> <p>地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年環境庁告示第10号) 付表に掲げる方法</p> <p>(29) 1,4-ジオキサン</p> <p>環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p> <p>(30) ダイオキシン類</p> <p>規格K0312に定める方法</p>	<p>イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法</p> <p>(28) <u>塩化ビニルモノマー</u></p> <p>地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年環境庁告示第10号) 付表に掲げる方法</p> <p>(29) 1,4-ジオキサン</p> <p>環境庁告示第59号付表7に掲げる方法</p> <p>(30) ダイオキシン類</p> <p>規格K0312に定める方法</p>